国土建第５０４号
平成２９年３月３１日

（一社）日本電設工業協会会長　殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

平成２９年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和２１年勅令第５５８号）第２条第３号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、被災地域における前金払の特例の取扱い及び公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例等につき、別添１のとおり国土交通大臣と財務大臣との間に協議が整い、別添２のとおり各保証事業会社社長あてに、別添３のとおり地方公共団体主管部局長等あてに、それぞれ通知しましたので、お知らせします。

貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対しても、周知方お願いします。

受付
29. 4. 11
一般社団法人
日本電設工業協会

別添１

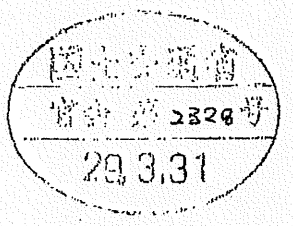
国官会第４０７２号
平成２９年３月２７日

財務大臣　殿

国土交通大臣
石井　啓

公共工事の代価の前金払について

平成２９年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和２１年勅令第５５８号。以下「臨時特例」という。）第２条第３号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第１項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第４条の規定により、協議する。



財計第１６４１号
平成２９年３月３１日

国土交通大臣　殿

財務大臣　　麻生太郎

公共工事の代価の前金払について

平成２９年３月２７日付国官会第４０７２号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

（別紙）

範　　囲	割　　合
（工　事） １件の請負代価が３００万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。	請負代価の１０分の４（被災地域において行われるものについては１０分の５）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の１０分の５（被災地域において行われるものについては１０分の６）以内。
（設計又は調査） １件の請負代価が３００万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の１０分の３（被災地域において行われるものについては１０分の４）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の１０分の４（被災地域において行われるものについては１０分の５）以内。
（測　量） １件の請負代価が２００万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の１０分の３（被災地域において行われるものについては１０分の４）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の１０分の４（被災地域において行われるものについては１０分の５）以内。
（機械類の製造） 契約価格が３，０００万円以上で納入までに３か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（本項中「工事用機械類」という。）の製造に必要な経費（契約価格が３，０００万円未満であっても、当該契約中に単価１，０００万円以上で、納入までに３か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）。	製造代価の１０分の３（被災地域において行われるものについては１０分の４）以内。

（注）被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

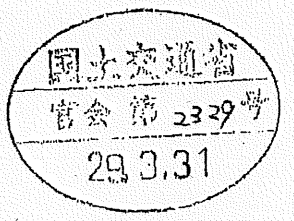
国官会第４０７３号
平成２９年３月２７日

財務大臣　殿

国土交通大臣
石井啓一

公共工事の代価の中間前金払について

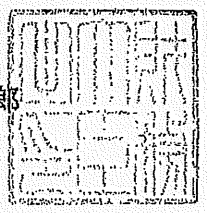
平成２９年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和２１年勅令第５５８号。以下「臨時特例」という。）第２条第３号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第１項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第４条の規定により、協議する。



財計第１６４２号
平成２９年3月３１日

国土交通大臣　殿

財務大臣　　麻生太郎



公共工事の代価の中間前金払について

平成２９年3月２８日付国官会第４０７３号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

（別紙）

範　　囲	割　合	支払の条件
１件の請負代価が１，０００万円以上で、かつ、工期が１５０日以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）（ただし、被災地域において行われる工事については１件の請負代価が３００万円以上のものとする。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の１０分の２以内。	（１）工期の２分の１を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 （２）工事の進捗額が当該契約額の２分の１以上であること。

（注）被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

別添２

国土建第５０２号
平成２９年３月３１日

各保証事業会社社長　殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

平成２９年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和２１年勅令第５５８号）第２条第３号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第４条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例が継続されることとなりました。また、公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例についても継続されることとなりました。

これを受け、下記のとおり取り扱うこととしますので、適切に対応されるようよろしくお願いします。

また、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）附則第７条及び地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）附則第３条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及びその特例についても、引き続き、適切に対応されるようよろしくお願いします。

記

１．東日本大震災の被災地域における特例の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

（１）平成２３年４月２２日から平成３０年３月３１日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成２３年３月１２日（東日本大震災発生日の翌日）以後に新たに請負契約を締結し平成２３年４月２２日から平成３０年３月３１日までに変更契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるもの

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

（２）平成２３年４月２２日から平成２８年３月３１日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成２３年３月１２日以後に新たに請負契約を締結し平成２３年４月２２日から平成２８年３月３１日までに変更契約を締結した公共工事であって、東日本大震災に際し災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県、福島県及び東京都を除く。以下同じ。）において施工されるもの

※施工される区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

２．使途拡大特例の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までに新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、平成３０年３月３１日までに払出しが行われるものとする。

なお、特例により前金払の対象となるのは、現場管理費（労働者災

害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の１００分の２５とされている。

また、平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までに請負契約を締結した工事に係る平成２９年度の特例の適用については、発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例を適用するものとする。

別添３

国土建第５０３号
平成２９年３月３１日

各都道府県主管部局長　殿
（契約担当課・建設業所管課扱い）
各政令指定都市主管部局長　殿
（契約担当課扱い）

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

平成２９年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和２１年勅令第５５８号）第２条第３号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添１のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第４条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例については、岩手県、宮城県及び福島県において施工される国土交通省直轄工事について継続されることとなり、また、公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例についても継続されることとなったことから、別添２のとおり取り扱うこととしましたので、参考にされたく通知します。

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）附則第７条及び地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）附則第３条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及び中間前金払については、平成２６年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）に基づき発注者共通の指針として定められた「発注関係事務の運用に関する指針」において、「下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、中間前金払・出来高部分払制度や下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者

の資金調達の円滑化を図る。既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。」とされております。

また、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成２８年１０月１４日付け総行行第２０２号・国土入企第１８号）により、資金調達の円滑化のため、総務省及び国土交通省より、「前払金・中間前払金について未導入の団体については早急にその導入を図るとともに、前金払制度のさらなる活用や支払限度額の見直し、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化、工事請負代金の支払手続の迅速化に努めること。」を要請しております。

地域の建設業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、建設企業の資金繰りの円滑化及びこれを通じた被災地域その他の地域における円滑かつ適正な施工の確保等を図るため、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、各保証事業会社社長に対し、本特例に係る適切な対応について、別添３のとおり通知していますのでお知らせします。

都道府県におかれましては、貴管内の市区町村に対しても、周知をよろしくお願いします。